

中野区国民健康保険運営協議会関係法令抜粋

国民健康保険法	国民健康保険法施行令
<p>(国民健康保険事業の運営に関する協議会)</p> <p>第11条</p> <p>2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。</p> <p>3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)</p> <p>第3条</p> <p>3 法第十一条第二項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。</p> <p>4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。</p> <p>5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。</p> <p>2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。</p>
中野区国民健康保険条例	中野区国民健康保険運営協議会規則
<p>(委員の定数)</p> <p>第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 6人</p> <p>(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人</p> <p>(3) 公益を代表する委員 6人</p> <p>(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、中野区国民健康保険条例(昭和34年中野区条例第13号。以下「条例」という。)第3条に基づき、中野区国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、区長の諮問に応じて、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(2) 療養の給付の充実及び改善に関すること。</p> <p>(3) 保険料の賦課徴収方法に関すること。</p> <p>(4) 前各号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項</p>